

入札時における見積内訳明細書の取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>3 見積内訳明細書の記載方法等</p> <p>(1) <u>見積内訳明細書には、次の事項をすべて記載しなければならない。</u></p> <p>① <u>提出者の商号又は名称</u></p> <p>② <u>建設工事等の件名</u></p> <p>③ <u>工事価格又は業務価格</u></p> <p>④ <u>入札金額の内訳</u></p> <p>(2) <u>建設工事における(1)④に規定する入札金額の内訳は、次の基準に従って記載すること。</u></p> <p>① <u>土木工事にあつては、設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙1参考）とし、建築・設備工事にあつては、別に定めるものとする。</u></p> <p>② <u>①に定める内容に加え、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金及び安全衛生経費（以下「材料費等」という。）を明記しなければならない。なお、材料費等の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参照すること。</u></p> <p>③ <u>②に掲げる経費のうち、法定福利費の事業主負担額を除く各経費について、適正な算出が困難な場合は、次のとおり記載すること。</u></p> <p>ア <u>経費のすべてを計上できない場合</u> <u>計上できない経費の金額欄に「算出不能」や「計上不可」など、その旨が判別できる表現で記載する。</u></p> <p>イ <u>経費の一部のみ計上できない場合</u> <u>該当する経費の金額欄には計上可能な金額のみを記載し、摘要欄等に「一部のみ計上」など、その旨を明記する。</u></p> <p>ウ <u>建設業退職金共済制度の掛金の納付の対象となる労働者がいない場合</u> <u>対象労働者がいない場合は、金額欄に「-」と記載する。</u></p> <p>(3) <u>建設コンサルタント業務等における(1)④に規定する入札金額の内訳は、設計書における「本業務費内訳書」に準じた内容（別紙2参考）とする。</u></p>	<p>3 見積内訳明細書の様式等</p> <p>(1) <u>建設工事のうち、土木工事にあつては、設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙1参考）とし、建築・設備工事にあつては、別に定めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>建設コンサルタント業務等にあつては、設計書における本業務費内訳書に準じた内容（別紙2参考）とする。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)(2)に定めるもののほか、見積内訳明細書は、提出者の商号又は名称、建設工事等の件名、工事価格又は業務価格及び入札金額の内訳が記載されているものでなければならない。</u></p>

<p>6 見積内訳明細書の具体的な取扱い</p> <p>(1) 建設工事においては、建設業法等の一部を改正する法律（<u>令和6年法律第49号</u>）第2条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定の趣旨に鑑み、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とする。</p> <p>① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの</p> <p>② 建設工事の件名の記載がないもの</p> <p>③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの</p> <p>④ 入札金額の内訳の記載がないもの</p> <p>また、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠にもなるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳書により判断した結果、落札者とならないこともある。</p> <p><u>なお、④について、3(2)②の材料費等の記載がない見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札は、当面の間、無効としない。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 入札参加者に対する指導等</p> <p>(1) 入札執行者は、落札決定後、<u>6(1)なお書きにある材料費等の記載のない見積内訳明細書</u>、又は不適切な見積内訳明細書を提出した者に対し、必要に応じて指導又は助言をすることができる。</p> <p>(2) 略</p>	<p>6 見積内訳明細書の具体的な取扱い</p> <p>(1) 建設工事においては、建設業法等の一部を改正する法律（<u>平成26年法律第55号</u>）第2条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定の趣旨に鑑み、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札は無効とする。</p> <p>① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの</p> <p>② 建設工事の件名の記載がないもの</p> <p>③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの</p> <p>④ 入札金額の内訳の記載がないもの</p> <p>また、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠にもなるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳書により判断した結果、落札者とならないこともある。</p> <p>(2) 略</p> <p>7 入札参加者に対する指導等</p> <p>(1) 入札執行者は、落札決定後、不適切な見積内訳明細書を提出した者に対し、必要に応じて指導又は助言をすることができる。</p> <p>(2) 略</p>
--	---

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。